知床世界自然遺産地域科学委員会
海域ワーキンググループ設置要綱

（目的）

第１条　知床世界自然遺産地域における海域の保全と知床世界自然遺産地域多利用統合的海域管理計画（以下「海域管理計画」という。）の推進状況及び見直しに対する科学的立場からの助言を得るため、知床世界自然遺産地域科学委員会設置要綱第４条第３項に基づき、海域ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　ワーキンググループは、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

（１）知床世界自然遺産地域における海域の保全に関する事項

（２）知床世界自然遺産地域管理計画に基づき実施する長期モニタリング項目に関する事項

（３）海域管理計画の推進状況及び見直しに関する事項

（４）その他目的達成のために必要な事項

（組織）

第３条　ワーキンググループは、科学委員会委員長の了解を得て事務局が委嘱する者のほか、別紙による関係行政機関等をもって組織する。

２　ワーキンググループに座長を置き、委員の互選により専任する。

３　座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任期等）

第４条　委員の任期は１年とし、再任されることを妨げない。

２　年齢が 70 歳を超えるものを委員として選任しない。

（議事等）

第５条　ワーキンググループは、事務局と調整の上で、座長が招集し開催する。

２　座長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、ワーキンググループへの出席を求めることができる。

３　ワーキンググループの議事は、原則として公開するものとする。

（事務局）

第６条　事務局は、環境省釧路自然環境事務所及び北海道環境生活部によって構成し、対外的な連絡窓口は北海道環境生活部が努める。

２　事務局は、ワーキンググループの運営に必要な事務を処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和５年（2023 年）２月３日から施行する。

令和５年（2023 年）７月 25 日一部改正

令和６年（2024 年）２月 15 日一部改正

令和６年（2024 年）４月１日一部改正

令和７年（2025 年）７月 15 日一部改正

令和８年（2026 年）８月 13 日一部改正

（別紙）

○ 委　員

（科学委員会委員）

山村　織生（やまむら　おりお）	【座長】	北海道大学大学院水産科学研究院准教授
小林　万里（こばやし　まり）		東京農業大学教授
牧野　光琢（まきの　みつたく）		東京大学大気海洋研究所国際連携研究センター教授
西岡　純（にしおか　じゅん）		北海道大学低温科学研究所教授
綿貫　豊（わたぬき　ゆたか）		北海道大学大学院水産科学研究院教授

（特別委員）

千葉　晋（ちば　すすむ）	東京農業大学教授
藤原　真（ふじわら　まこと）	北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場さけます資源部長
松田　裕之（まつだ　ひろゆき）	横浜国立大学総合学術高等研究院上席特別教授
石田　良太郎（いしだ　りょうたろう）	北海道立総合研究機構釧路水産試験場調査研究部長
三谷　曜子（みたに　ようこ）	京都大学野生動物研究センター教授

○ オブザーバー

羅臼漁業協同組合、斜里第一漁業協同組合、ウトロ漁業協同組合、網走漁業協同組合
公益財団法人知床財団 、知床海鳥研究会

○ 地元自治体

斜里町、羅臼町

○ 関係行政機関

第一管区海上保安本部、水産庁、林野庁（北海道森林管理局）、北海道水産林務部等

○ 事務局

環境省（釧路自然環境事務所）、北海道環境生活部